

棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)のコメント

適用時期等

67. 現行の会計慣行では、棚卸資産の評価基準を原価法から低価法に変更した場合には、期末棚卸資産の評価から低価法を適用し、そこで求められる低価法評価損は、売上原価又は営業外費用として表示することが一般的である。しかしながら、これまで原価法を適用してきた企業においては、強制評価減適用の要否は検討していたとはいえ、棚卸資産の回転期間の長い企業など、少なくない金額の簿価切下額が生ずるケースも想定される。このため、簿価切下額のうち期首の棚卸資産に係る部分に関しては、前期損益修正損の性格があり、特別損失として計上することを許容すべきという意見があることから、適用初年度の例外として定めた（第 22 項参照）。

コメント；

会社法施行規則第 120 条 3 条「会計方針の変更その他の正当な理由」により、過去の定時総会で承認または報告したものと異なっても、修正後の過年度事項を反映した「直前三事業年度の財産及び損益の状況」（会社法施行規則第 120 条 1 項 6 号）を開示することが認められています。

また、同様に、会社計算規則第 161 条 3 項で、過年度修正ができる旨の規定になっています。

会計基準に先行して、会社法が過年度財務諸表の修正再表示を認めています。上記、「棚卸資産の低価法の適用」で過年度分（期首分）を前期損益修正損として特別損失に計上するのではなく、過年度財務諸表の修正もできるようにすべきです。その前に、「会計方針の変更、誤謬の訂正、見積りの変更」に関する会計基準を確立すべきです。

公認会計士 横山明